

外貨預金規定集

《目 次》

【外貨預金共通規定】	(1)
【外貨普通預金規定】	(4)
【外貨定期預金規定】	(7)

日 新 信 用 金 庫

(令和4年4月現在)

外貨預金共通規定

1. 【外貨預金の取扱】

- (1) 外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ・払戻し・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当金庫所定の手続によります。
- (2) 当金庫は金庫営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には、外貨預金の取扱は行わないものとします。

2. 【外国通貨現金による預入れ・払戻し】

この預金は外貨現金による預入れまたは払戻しはできません。

3. 【変更・取消】

- (1) 外貨預金の預入れ・払戻しにかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当金庫が合意した後は、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当金庫がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、清算金、損害金等を当金庫に支払うものとしします。

4. 【適用外国為替相場による換算】

- (1) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金に預入れるときは、当金庫所定の外国為替相場を適用して当該外国通貨に換算します。
- (2) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金を払戻すとき（他の口座への振替も含まれます。）は、当金庫所定の外国為替相場を適用して換算します。

5. 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 外貨預金にかかる通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 外貨預金にかかる通帳・証書または印章を失った場合の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳・証書を再発行するときには、預金者は当金庫所定の再発行手数料を支払うものとしします。

6. 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳（通帳を発行している場合）、証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. 【盗難通帳等による不正な払戻し等】

- (1) 個人の預金者は、盗取された通帳（通帳を発行している場合）、証書（以下、本条において「通帳等」という。）を用いて当金庫の本支店の窓口で行われた不正な払戻しまたは不正な解約および書替継続（以下、「不正な払戻し」という。）について、次の各号のすべてに該当する場合、当金庫に対して不正な払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する額の補てんを請求する

ことができます。

- ① 通帳等の盗難に気づいてから遅滞なく、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額に限り補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金の不正な払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に第1項にかかる当金庫への通知が行われた場合、または通帳等の盗難に通常注意義務をもってするならば気づくべき時点において気づかなかった結果、第1項にかかる当金庫への通知が遅れた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 不正な払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 不正な払戻しが預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 次の各号に掲げる額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- ① 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合の当該払戻しを行った額
 - ② 不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合の当該返還を受けた額
 - ③ 不正な払戻しにより被った損害について預金者が請求できる保険金相当額
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

9. 【外貨預金の払戻し等における本人確認】

この外貨預金の払戻し（解約および書替継続による払戻しを含む。以下同じ。）においては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために本人確認書類の提示

等の手続きを求めることがあります。また、この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

10. 【相殺等】

- (1) 預金者が当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担している場合は、外貨預金の期日到来のいかんにかかわらず、当金庫はいつでも当金庫所定の方法により当該外貨預金を相殺し、または弁済

に充当することができます。

- (2) 前項により生じた費用・損害金等については、当金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて預金者が支払うものとします。

1 1. 【手数料等】

- (1) 外貨預金の預入れ・払戻し等に関する諸手数料・費用等については、預金者は当金庫所定の料率により当金庫に支払うものとします。
- (2) 外貨預金に関する預金者の支払うべき清算金、損害金等については、預金者は、当座勘定規定、普通預金規定、外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該外貨預金または所定の当座勘定もしくは普通預金から引落とされることを承認するものとします。

1 2. 【譲渡・質入れ等の禁止】

- (1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当金庫所定の書面により行います。

1 3. 【自己責任の原則】

預金者は、外貨預金を預入れまたは払戻すときには、外国為替相場の動向等によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。なお、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 4. 【外国為替関連諸法規】

外貨預金に関する取引は、「外国為替及び外国貿易法」および同法に基づく命令規則等（以下これらを「外国為替関連法令」といいます。）にしたがって取扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

1 5. 【準拠法・裁判所管轄権】

この規定およびこれに付随する規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この規定およびこれに付随する規定に関し紛争が発生したときは、外貨預金の当金庫の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 6. 【その他の規定の適用】

外貨預金は、この共通規定のほか、個別の預金規定および約定書等の定めを適用します。

1 7. 【通知等】

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

1 8. 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

外貨普通預金規定

1. 【預入単位】

この預金の預入額は、当該外国通貨1通貨単位以上の金額とします。

2. 【払戻し】

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、通帳とともに（通帳を発行している場合）提出してください。

3. 【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

4. 【手数料】

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当金庫所定の手数料を当金庫に支払うものとします。

5. 【取引の制限等】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6. 【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. 【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に通帳を提出（通帳を発行している場合）のうえ、その旨を申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約等の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が外貨預金共通規定第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払ください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参（通帳を発行している場合）のうえ、当金庫所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この場合においても、外貨預金共通規定は適用されるものとします。

8. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は（通帳を発行している場合）届出の印章（または署名）により押印（または署名記入）して、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

10. 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

外貨定期預金規定

1. 【満期日の処理方法】

- (1) 預金者は、この預金について証書記載の満期日（継続したときはその満期日。以下「満期日」といいます。）に解約し利息とともに支払いをうけるか、または、第2項の定めにしたがって前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続する（以下この方法による取扱を「自動継続による取扱」といいます。）かについて、預入れの際に指定するものとします。
- (2) 自動継続による取扱の継続後の満期日は、証書記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日（以下「この応答日」といいます。）とします。以後継続された預金についても同様とします。
- (3) 前項の場合で、この応答日が金融機関休業日となる場合は、この応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応答日の翌営業日が、月末日を越える場合は前営業日を満期日とします。
- (4) 継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前項にかかわらず、この応答日の属する月の最終営業日を満期日とします。
- (5) 自動継続による取扱の外貨定期預金の証書は、初回のみ発行とします。

2. 【預金の支払時期】

- (1) この預金は、証書記載の満期日（以下「満期日」といいます。）以後に利息とともに支払います。また、この預金について、自動継続による取扱が指定されている場合は、前回と同一期間の外貨定期預金に継続します。なお、この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (2) この預金は当金庫がやむをえないものと認めたときを除き、満期日前に解約することはできません。
- (3) この預金について、「為替予約締結約定書（外貨定期預金用）」にもとづく外国為替予約が締結されている場合には、当金庫はこの預金の満期日に当該外国為替予約により他通貨に換算のうえ、この条項の定めにしたがって支払うものとします。

3. 【利息】

- (1) この預金の利息は、この預金が満期日において自動継続による取扱が指定されている場合はその指定にしたがって、満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については第2条第1項に定める利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 満期日に解約または書替継続がされない場合、満期日以後の利息は満期日から解約日前日までの日数および解約日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 【手数料】

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当金庫所定の手数料を当金庫に支払うものとします。

5. 【取引の制限等】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロ

ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6. 【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. 【預金の解約、書替継続】

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することができません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

② この預金の預金者が外貨預金共通規定第12条第1項に違反したとき

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払ください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前AからEに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

(5) 前4項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書を持参のうえ、当金庫所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この場合においても、外貨預金共通規定は適用されるものとします。

8. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1) この預金は、満期日前であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと

して、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當します。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当金庫の計算実行時の当該外国通貨の普通預金利率を適用します。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

9. 【証書の効力】

この預金について、為替予約を締結された場合、満期日には証書の提出がなくても自動的に解約させていただきます。この場合、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

10. 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

11. 【この規定の変更等】

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上